

第二十二回国会
衆議院

内閣委員会決算委員会連合審査会議録第一号

(二四六)

昭和三十年五月二十七日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 宮澤 龍勇君

理事 高橋 禎一君 理事 辻 政信君

理事 高橋 等君 理事 森 三樹二君

理事 田原 春次君

長井 源君 保科善四郎君

山本 正一君 大坪 保雄君

田中 正巳君 田村 元君

西ヶ久保光君 飛鳥田一雄君

石橋 政嗣君 下川儀太郎君

鈴木 義男君 矢尾喜三郎君

決算委員会

委員長 上林興市郎君

理事 赤澤 正道君 理事 山本 正一君

理事 徳安 實藏君 理事 山中 貞則君

理事 山田 長司君 理事 吉田 賢一君

床次 徳二君 本名 武君

横井 太郎君 小笠原八十美君

片島 港君 三鍋 義三君

出席政府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君

委員外の出席者

会計検査院 事務局長 池田 直君

内閣委員 亀井川 浩君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 安倍 三郎君

内閣委員 遠山信一郎君

会専門員 大久保忠文君

決算委員 会専門員

決算委員 岡林 清英君
会専門員

本日の会議に付した案件

会計検査院法の一部を改正する法律
案(内閣提出第三十七号)

「宮澤内閣委員長長席に着く」
○宮澤委員長 これより会議を開きます。

本日以内閣委員会、決算委員会連
合審査会を開会いたします。

私が議案の付託を受けた内閣委員長
でありますので、先例によりまして
本連合審査会の委員長の職務を行いま
す。

ただいまより会計検査院法の一部を
改正する法律案を議題とし、まず政府
より提案理由の説明を求めます。根本
官房長官。

会計検査院法の一部を改正する法
律案
会計検査院法の一部を改正する

法律
会計検査院法(昭和二十二年法律
第七十三号)の一部を次のように改
正する。

第十二条第二項中「四局」を「五局」
とする。

「検査第一局」を「第一局」
に、「検査第二局」を「第二局」に改め
「検査第三局」を「第三局」に改め
「検査第四局」を「第四局」
とする。

第十三条第一項中「及び技官」を
「、技官その他所要の職員」に改め、
同条第二項及び第三項を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条 前条の職員の任免、進退
は、検査官の合議で決するところ
により、院長がこれを行ふ。

院長は、前項の権限を、検査官
の合議で決するところにより、事
務総長に委任することができる。

第十六条を次のように改める。

第十六条 局長は局長とし、事務
官をもつて、これに充てる。

局長は、事務総長の命を受け、
局務を掌理する。

第十七条第二項中「官房又は各局
の課長となり、又は局課に所属し、」
を削る。

第十八条中「各局課に所属し、」を
削る。

第二十三条第一項第二号中「国以
外のものが国のために取り扱う現
金」を「国、日本専売公社、日本国
有鉄道及び日本電信電話公社以外の
ものが国又は公社(日本専売公社、日
本国有鉄道又は日本電信電話公社を
いう。以下同じ)のために取り扱う
現金」に改める。

第二十三条第一項第三号及び第五
号から第七号までの各号、第三十一
条、第三十三条、第三十五条並びに
第三十七条第二項中「国」の下に「又
は公社」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

○根本政府委員 ただいま議題となり
ました会計検査院法の一部を改正する
法律案につきまして、その提案理由及
び概要を御説明申し上げます。

国及び政府関係機関における会計経
理の実情は必ずしも満足できるもので
はなく、これが是正改善のために、会
計検査の事務も近時著しく増加して
参りました。従いまして、現在の会計
検査院の機構では局長の事務掌理に
も支障を来しておりました。検査の
機能発揮の要請にも十分こたえること
が困難な現況にありますので、局及び
課を増設することが緊要であると考え
られます。このような理由によりまし
て第十二条を改正し、現在の四局を五
局に改め、一局を増設することにいた
しました。

また、会計検査院法制定当時、事務総
局長の任免、進退は、それぞれの官
の級別に応じまして、内閣、内閣総理
大臣または事務総長が行なっていました
が、その後、国家公務員法の制定に
伴って一般職の職員の任免、進退に
関する制度が根本から変更されました。
任命権者は原則として会計検査院長に
なつたことなどため、関係規定に所
要の改正を加える必要がありま

すので、第十三条、第十四条及び第十六
条から第十八条までの規定を改正するこ
とといたしました。

次に、日本専売公社、日本国有鉄
道、日本電信電話公社の会計の検査に
当りましては、公社の会計経理を検査
するだけでは、その真実の把握は困難

なことがございます。このような場
合、事態を的確に把握するためには、
国の場合に適用される規定のうち、必
要なものについて公社にも適用できる
ような方途を講じておく必要がありま
す。従つて、公社の適切な経理を確保
することなどのために、第二十三条、
第三十一条、第三十三条、第三十五
条及び第三十七条の規定に改正を加える
ことといたしました。

以上がこの法律を改正するおもな理
由であります。何とぞ慎重御審議の上
すみやかに御賛同あらんことをお願い
申し上げます。

○宮澤委員長 これより質疑に入りま
す。質疑はございませんか。――田原
君。

○田原委員 毎年会計検査院から決算
委員会に出る印刷された報告を見て
の感でございしますが、不当支出を摘
発する例が相当出ておる。ところがそ
の結末がただ不当を指摘して、たとえ
ば昭和二十八年度の報告を見ますと、
農林中金その他の不当支出問題とい
うものを摘出しておるけれども、ただそ
れだけのことである。それから決算委
員会でいろいろこれに対する質問をし
てもただそれだけのことで、結局使
いっぱなし、はなはだしきは検事局が
罰金をとつてこれを使い込んでおると
いうような問題があつても、その検事
を訴えることができない。従つて会計
検査院は、今の程度の不当支出を調べ
て報告しただけで終る程度ならば、局
をふやしてみたって始まるのではない

か。会計検査院の本来のあり方からいって、検査院の仕事をもっと強化して、行政上の不当支出に対する結果をつけることが一つの方法ではないか。二年ぐらい前のことですから、決算委員会へ呼び出してみても当時の会計課長はかわつておる。その点についてどうしたらいいか、会計検査院の所見を聞きたい。

○池田会計検査院説明員 お答え申し上げます。会計検査院はただ違反、不当事項を摘発して国会に報告するだけではまことに意味がないじゃないかと御意見、たいへん私もごもっともには存じます。私もいたしまして、現在の会計検査院法は、新憲法発足に当りまして、戦前の天皇勅令の会計検査院法時代とは違ひまして、そうした趣旨を相対に織り込まれてきて参つてゐるつもりであります。従来はただ違法、不当、法律なり勅令等に違反した事項、予算の規定に違反した事項を検査報告として掲げまして国会に御報告し、御審議願うことになつておる一方、検査の結果につきまして天皇に上奏するという制度でございまして、新憲法になりましたのは、天皇勅令の關係が全然なくなりました建前で、非常に民主化されて参つております。そうした關係から、ただ国会に対する報告ということ、並びに努めて検査の結果を行政各庁に早く反映させまして、違法、不当事項の是正を期するといふ建前を会計検査院法に織り込んでありますので、そうした關係の処置を努めてやつておるような次第でございまして、現在の会計検査院法は、違法、不当の事項を発見したら、ただちに行政官庁に注意、警告を発し、将来に

向つて是正、改善させる、もし法律なり行政上の關係で改善を要することがあつたら意見表示をするというふうな精神が盛り込まれておりますので、今御意見のような趣旨で、会計検査院といたしまして、仕事にいらして下さるような状況でございまして、ただ違法、不当の事項があつた場合に、会計検査院が行政上の処分的な処置をただちにやり得るという権限は——これは行政の責任が内閣に歸属してあります關係上、会計検査院としては、行政各省を通じて、ただいま御意見のようには正、改善の方途を努めて講じさせておることに努力するということをやつておりますので、会計検査院の検査報告が非常にふえる一方で、必ずしも不当事項、違法事項の防止が完全でないじゃないかというお感じを抱かれておりますのは、われわれもごもっともに存じますが、会計検査院といたしまして、ただいまのような趣旨でやつておるような次第でございまして。

○田原委員 今のような御趣旨でやるということは一応了承できますが、地方でときたま問題になるのは、会計検査官が地方の官庁の会計を調査に行つた場合に、ほんの形式的に一応見て、あとは夜、料理屋に呼ばれてごちそうになつておるといふ印象を強くするものがたくさんある。従つてこの昭和二十八年年度の決算検査報告に出てゐるのはよくよくのものであつて、実際にはそれ以上にたくさんあるのではないかと。従つて、中央の最高幹部諸君で処理を勧告することは当然であるけれども、検査官の中に不正があつた場合にはどこでそれを処置するか、それから昨年、検査官自体がそういう間違ひを起

してゐるような件数は何件あつたか、こういうことについて知らせていただきたい。

○池田会計検査院説明員 会計検査院の実地検査に行きます職員に、今御意見のようない行為が絶対にあつてはならないこととございまして、官紀の肅正については心をくだいておる次第でございまして。ただいまのような世間の指導を招くようなふらちな者が終戦直後数人ありましたような次第でございしますが、それは全部やめさせました。やめさせるに当らない程度の軽いやつは、これを実地検査の出張をさせないことにいたしました。ここ一、二年は、注意をいたしておる結果、こうした事例は耳にいたしてないような次第でございしますが、一日といふこともそうしたことがないようには絶えず注意を配つておるような次第でございまして。

○山田委員 関連して……。ただいま当局から、会計検査院に不当事故はないというふうな意味のことを言われましたが、実は虎ノ門のニュー・エンパイヤ事件の問題です。あの問題は、会計検査院から調査に行つて、今度は会計検査官自身がその会社から金をとつたという事件なんです、この事件の発見は会計検査院当局の手によつてではなくて、警視庁の手によつてあれがあげられたという事実です。私はあれを見たとき、会計検査院の会計検査をさらにする必要があるじゃないか、こういうふうに痛切に感じたのですが、ああいうものの調査に当たるときにあなた方はどういふ人間を選んだのか、おつたのか一応参考にお聞きしたい、会計検査院自身の信用に非常に

そこが起つてくると思うのです。一応あのときの事情を、一つの例でなければ、話していただきたいと思ひます。

○池田会計検査院説明員 ただいま御指摘の虎ノ門のいわゆる緑地帯の国有地の検査に関連しまして、会計検査院の二名の職員が、供応等によりする贈賄の疑ひによりまして起訴いたされておりますのは事実でございます。会計検査院といたしましては、はなはだ申し訳ないことと深くおわびいたしたい次第でございまして。実は一昨年、あるいは一昨々年のこととございまして、昭和二十五年から二十六年の初頭と記憶いたしておりますが、実地検査に当りましては、今御指摘のよう

○山田委員 ちょっとお話中ですが、そんな……。あなた方は期日においてもやつぱりそこが起つてゐるほど真剣さが無い。二十五年、六年じゃないのです。二十八年の二月にその事件は期日が切れてゐるのであつて、そんなにあのこととやないと思ひます。今あなたは答へていないが、一応よく期日の問題ももう少し真剣にお考え願ひたいと思ひます。

○池田会計検査院説明員 今御指摘の通り、発見いたしましたのは二十八年のことと考えております。実際に贈賄を受けましたのが、今書類を持ちまさんが、二十五年か六年の交つたところ大體私は記憶いたしておる次第でございまして。金額にいたしまして、今書類を持ちませんが、二人とも平事務官でございまして、一人の少し年とつたのが、たしか半年か一年近くの間でございしますが、数回に、金と供応と両方合

せまして、二十万円近い金だったと承知しております。それから大学を出て、それがやがて数万円円の供応並びに現金に相当するいわゆる贈賄を受けたといふことになっております。私どもも二十八年のことと思ひますが、警視庁の方から通知がありまして、はなはだがく然としたような次第でございまして、事実行為が行われたのは、別に、私答弁するだけの氣持でございまして、これをとかく言ひわけするつもりでございせんが、事実はたしか二十五年の暮れごろから二十六年にかけてではなかつたかといふふうに、書類を持ちまさんが、大體記憶いたしております。発見が二十八年だったと承知しております。そこでそうしたことの起らないように、ふだん、月に四回は課長全員を集めて事務総会を開いておられます。局長とは毎日食事を一緒に、事務局局長、次長並びに局長は週に四回は食事をともにしておられます。並びに検査官、局長以上、これは週に二回食事を一緒にいたしておられます。そうした席上でも何か耳に入るようなことがありますと、網紀の弛緩等につきまして、やや疑問でも起るような場合がありまして、すぐさま指摘いたしまして、事実かどうかといふことを調べまして、今御指摘のようないことがないやうに非常に戒めておるような次第でございまして、ただいまのようない事態が起りましたことは、はなはだ申しわけなく感じしておる次第でございまして。

○山田委員 虎ノ門の場合は、国有地が坪五百四十で貸し与えられて、しかも会社当局では——私の知つてゐる弁護士に漏れ聞くところによると、とに

かくこれはただで使えるのだという考
え方で、いまだに虎ノ門の文部省の前
が今度は公然と地代も払わずに使われ
ておる、こういうような事態になつて
しまつておるわけですが、一体会計検
査院の衝に当る人たちが——機構の問
題がどう改革されていっても、機構改
革だけじゃなくて、あなたは今食事を
一緒にして、どういふ問題が起つて
も、それをつぶさに聞いて、所員の肅
正に努力をするというふうなことのよ
うですが、これはもちろん必要なこと
でしょう。しかし私は会計検査院の人
たちの中にそういう事態が発生するよ
うな根本的な原因はどこにあるのか。
もちろん機構にもその一つの例がある
だろうと思うのですけれども、もう少
し何か突き進めて研究されなければな
らぬものがあるような気がするのです
が、そういう点について、機構だけで
なく、あなた方も少し何かお考えに
なられた点はないですか、そういう点
を参考に伺つておきたいと思ひます。

○池田会計検査院説明員 ただいまの
ような御指摘の不祥事件の発生しまし
た真因を、会計検査院といたしまして
も、いろいろ考究してみたのでござい
ますが、やはり原因といたしましては、
本人の道義的な責任觀念並びに国
家公務員としての心構え、こうしたこ
とが欠陥していたというのではな
かつたか、こう考へておる次第でござ
います。

○田原委員 会計検査官の待遇は一般
の他省と比べて、同一ですか、どうい
う程度になつておりますか。

○池田会計検査院説明員 会計検査院
の職員は、ごく一部を除きまして、ほ
とんど全部といってよろしゅうござい

ますが、一般の国家公務員でございま
すので、公務員法の適用を受けており
ますし、ほかの各省の一般の公務員と
全く同じ待遇でございます。

○田原委員 検査のために地方に出張
する場合の旅費等は相当潤沢に用意さ
れておるのですか、どうですか。

○池田会計検査院説明員 地方に実地
検査のために要します実地検査旅費
は、会計検査院としては最も生命とも
いふべき経費でございますので、毎年
これの獲得には一番關心しておる次第
でございまして、現在十二分とは申し
上げられませんが、何とかこれで現在
の職員を実地検査に派遣するために
まかない得る、こういうふうに考へて
おります。

○田原委員 われわれは会計検査院の
検査事務の適正厳正なることを希望す
るからこういう質問をしておるもので
ありますが、もし待遇等に對して必要とあ
らば、これは相當考へていいのじやな
いかと思ひます。その半面、検査は
全く厳正公平にやつてもらわなければ
ならぬ。従つて、もし万一検査官自体が
いろいろ間違ひを起すような場合、懲罰
をもつて臨んでもらふ以外にないと思
ひます。そこで今配付された資料を見ま
しても、部内の監察制度というものは
ないようです。各受け持ちの課は多
少——各省にはあるようであります
が、検査官自体を監察するような監察
官のごときものは置かれていないよう
であります。そういう必要を感じな
かつたのかどうか。それから今回こう
いう規定の改正をするのに対して、な
ぜそういうものを提出しなかつたかに
ついてお聞きしたい。

○池田会計検査院説明員 ひとつとも
な御意見に存じます。会計検査院とい
たしまして、各地方に職員が出張しま
した場合は官紀を維持するために、一つ
の監察的な役目をもちまして適當な者
が回るといふことは、やはり必要ではな
いかと考へまして、努めて官房の人事課
長等、並びに局長以上の者が年に一、二
回は地方に視察に出かけるのでありま
すが、その際に今御意見のような点に
沿つて、地方の政府機関の長の意見な
り、あるいは地方の団体の長の意見な
り、その他の一般の声を努めて聞くよ
うにいたしました。いろいろ耳にした
ら、先ほど申し上げましたように、
さつそく調査にかかるといふ処置を
やつております。なお会計検査院とい
たしまして、皆様方の御意見も始終
いろいろ御忠告等を伺つておりますの
で、努めて官紀の肅正に心を砕いてい
るというふうな次第でございます。

○田原委員 次は報告書の問題です
が、昭和二十八年年度決算検査報告書五
百八十六ページを見ますと、付表第五
として、昭和二十八年年度政府関係機関
決算検査未了額表（昭和二十九年十
二月三十一日現在）となつておりま
す。われわれが最も遺憾に思ふのは、
印刷能力あるいは調査能力——調査自
体が非常に困難であるというような点
も考へねばならぬけれども、正確なも
のを出すという意味において、非常に
報告書がおそくなる。そこで二十八
年度の検査未了が相當あるのに、昨年
の暮れになつてようやく発表しなければ
ならぬという非常なおそい点につい
て、改正すべきだと思ふのですが、そ
ういふ便法として、たとえば中間報告

のごときものを順次出して、各官庁の
反省なり是正を促すというふうなこと
で、同時にわれわれの方にも、資料が
三年も前ののが今くるというふうなこと
ではどうにもならぬ。そういうふうな
ことについての事務の改良、比較的す
みやかに知らしめるというところにつ
いて、何か考へないでありませんしや
うか。

○池田会計検査院説明員 まず検査報
告に提起いたしております昭和二十八
年度の政府関係機関決算検査未了額が
多分にあることに對しましては、会計
検査院としても非常に遺憾ではござい
ます。努めて検査を早くついでして、
検査報告の作成を急ぐということに
まっしぐらに努力いたしているつもり
でございまして、やはり相手方等の説
明が十分でなかつたりする等の關係が
ありまして、検査報告として責任ある
報告をいたすために、熟さないという
關係から、未了の数字が毎年相當額
に上つていっているような次第でござ
います。やはり私どももいたしまして
こうした事態は現在やむを得ぬと思
つておりますが、努めてこれを少からん
ことに努力いたして参るつもりでござ
います。

なご検査報告が早くでき上るよう
に、立法的な改正を加へべきではない
かという御意見も、これまで十二分
伺つておる次第でございまして、財政
法、会計法の規定は、たとえば國の決算
で申しましたら、翌年の十一月末にそ
の前の年度の決算關係の書類を検査院
に送付するという規定になつておりま
すが、これより前に政府の方で検査
院に送付してはならないということに
はなりませんので、努めて早く政府

の方で決算を作成されて、検査院の方
に送付されれば、会計検査院といたし
まして、一日も早くこれを作成いた
しまして内閣に提出する、内閣から國
会の方に、また決算のときに提出する
という運びになりますので、まず当面
の間は法的改正を加へないでも、運用
によつてその点はできるのではない
か、こういうふうに現在はまだ考へて
おります。

なお中間報告的な検査の結果の措置
の問題でございまして、これはごもつ
ともな御意見でございまして、私も
いたしまして努めて特定の事項等
について御指摘がございまして、御
期待、御要望に沿うように現在まで努
力しているでございまして、ただ会計
検査院といたしまして、いやくも國
会の御審議の重要な資料でございま
すので、責任ある報告になる關係上非
常に現在時間等を要する關係で、必ず
しも御期待に沿ふような事情も間々
あることはたいへん皆さん方に相済ま
ないことだと考へております。

○宮澤委員長 吉田賢一君。

○吉田（賢）委員 二、三お伺いして
みたいと思ひますが、ただいま御質問に
なつておりました少しも早く検査報
告書が国会にくること、そういう点
はやはり財政法とかその他の会計法規
などの関連もあることではあります
けれども、私どもも国会の國の決算なり
あるいは会計検査院の検査報告書を審
査いたしますときに常に感じますこと
は、実に事件が古いことであります。
何しろ昭和二十九年年度の検査報告書は
曆年の三十一年にならなければ事実上
国会は審査にかかれませんが、こう

のときものを順次出して、各官庁の
反省なり是正を促すというふうなこと
で、同時にわれわれの方にも、資料が
三年も前ののが今くるというふうなこと
ではどうにもならぬ。そういうふうな
ことについての事務の改良、比較的す
みやかに知らしめるというところにつ
いて、何か考へないでありませんしや
うか。

○池田会計検査院説明員 まず検査報
告に提起いたしております昭和二十八
年度の政府関係機関決算検査未了額が
多分にあることに對しましては、会計
検査院としても非常に遺憾ではござい
ます。努めて検査を早くついでして、
検査報告の作成を急ぐということに
まっしぐらに努力いたしているつもり
でございまして、やはり相手方等の説
明が十分でなかつたりする等の關係が
ありまして、検査報告として責任ある
報告をいたすために、熟さないという
關係から、未了の数字が毎年相當額
に上つていっているような次第でござ
います。やはり私どももいたしまして
こうした事態は現在やむを得ぬと思
つておりますが、努めてこれを少からん
ことに努力いたして参るつもりでござ
います。

なご検査報告が早くでき上るよう
に、立法的な改正を加へべきではない
かという御意見も、これまで十二分
伺つておる次第でございまして、財政
法、会計法の規定は、たとえば國の決算
で申しましたら、翌年の十一月末にそ
の前の年度の決算關係の書類を検査院
に送付するという規定になつておりま
すが、これより前に政府の方で検査
院に送付してはならないということに
はなりませんので、努めて早く政府

の方で決算を作成されて、検査院の方
に送付されれば、会計検査院といたし
まして、一日も早くこれを作成いた
しまして内閣に提出する、内閣から國
会の方に、また決算のときに提出する
という運びになりますので、まず当面
の間は法的改正を加へないでも、運用
によつてその点はできるのではない
か、こういうふうに現在はまだ考へて
おります。

なお中間報告的な検査の結果の措置
の問題でございまして、これはごもつ
ともな御意見でございまして、私も
いたしまして努めて特定の事項等
について御指摘がございまして、御
期待、御要望に沿うように現在まで努
力しているでございまして、ただ会計
検査院といたしまして、いやくも國
会の御審議の重要な資料でございま
すので、責任ある報告になる關係上非
常に現在時間等を要する關係で、必ず
しも御期待に沿ふような事情も間々
あることはたいへん皆さん方に相済ま
ないことだと考へております。

○宮澤委員長 吉田賢一君。

○吉田（賢）委員 二、三お伺いして
みたいと思ひますが、ただいま御質問に
なつておりました少しも早く検査報
告書が国会にくること、そういう点
はやはり財政法とかその他の会計法規
などの関連もあることではあります
けれども、私どもも国会の國の決算なり
あるいは会計検査院の検査報告書を審
査いたしますときに常に感じますこと
は、実に事件が古いことであります。
何しろ昭和二十九年年度の検査報告書は
曆年の三十一年にならなければ事実上
国会は審査にかかれませんが、こう

いうようなことでありますから当の行政責任者もその地位におらぬのが大部分であり、また事件が古いので興味が無い、あるいは審査の結果が法律上の効力に影響がございせんので、こういうような観点から国会審査というものは非常に低調であるということでは世論が大体一致しているのをごさいます。何年来も国会におきましてこの問題はやはり論議されてきたのであります。未だ改善の時期に至っておりません。そこでこの問題は法律の改正などが少し必要でありますのと同時に、具体的に運営の上で若干検査院の御努力が幾らか効を奏して行くのではないかと考えます。国は会計検査の国会における審査制度が重要であるならば、やはりそういうようなことは運営とか何とかいうような中途半端なことにまかすことなく、もつと進んで相当強い意見を、検査院なり国会なり政府なりは出すべきではないかと思ふのであります。従つて一日も早く国会に国の決算なり検査報告書がくることを望みます。一つおそくとも翌年の国会の常会の劈頭までに、つまり昭和二十九年決算並びに会計検査の報告書は昭和三十年の十一月中にでも国会に付託される、こういうふうなふうに何とかこれは改正せなければならぬ。あるいはもつと進んで夏の間にでも、九月ごろまでの間にでも付託することができないであらうか。さもなければ二、三度に区切りまして、何か特別の制度で割つて審査する方法はないであらうか、こういうふうな考えがあるので、これについて運営を飛び越えま

して少し御意見がありましたら聞いておきたいと思ひます。ただしこれは結論だけでよろしくございます。理由はいいと思ひますので、これこれの点はこうすればいいと思ひますという趣旨でいいと思ひますから、簡明に御答弁願ひたいと思ひます。

○池田会計検査院説明員 検査報告を

少くとも国会の常会の劈頭に提案できるようにという御意見につきましては、事務的の問題といたしましては、会計検査院に決算が少くとも九月末くらいまでには来る必要ではないかと考えています。その後検査院といたしまして一カ月近く決算全体の検査に要すると思ひますが、それで検査報告がございましょう。それから印刷の問題、決算並びに検査報告の印刷は政府の方でございまして、これは大部分のものでございまして、これは相当の日数を要します。そうした関係で結局大体十二月の半ばごろまでは報告が国会に提案になるかどうかの問題にならうかと思ひます。なお中間的に決算の關係の報告といふことになりまして、検査報告は憲法第九十条の規定に、国の収入支出の決算は、会計検査院がこれを検査して、毎年度の年度の議會に検査報告とともに提出しなければならぬという条項がございまして、決算検査報告といふことを中間的に区切つて出すということはむづかしいのじやないか、こう考えられます。

○吉田(賢)委員 この点は技術的には

大蔵当局その他各省の予算執行上の措置とか、あるいは整理期間等の短縮その他いろいろな事務並びに技術上の問題が相当ございまして、あなたの方だけと問答いたしましたとしても、大した効

果はあるいはないかと思ひますが、いずれにいたしましてもこの点は積極的な、決算が重要であればあるほどその点に對して特段の御考慮願つて、出せるものならば相当斬新な制度改革の意見でも主張するくらいにやつてほしいと思ひるのであります。

それからもう一つ伺つておきたいことは、二十八年度の公共事業の補助金の事前検査が行われた結果、百億円以上の是正できたということが報告されております。これにつきましては非常に示唆に富んだものがあると思ひますが、こういう工事の事前の抜き打ち検査的なものが行われて、その結果たゞいまのような多額な是正額が出るということは、これは病膏育に入つてい

るような感じがいたすのであります。そこで伺つてみたい点が二つあります。一つは、これは予算との關係もあつて、検査院が各地方に検査をいたしまして指導なりをいたしております。翌年は相当よくなつていくという事態も相当見受けられます。比較的改善の度合いが遅々たるものだという向きもございまして、相当改善されていくという向きもございまして、こうしたところではやはりこのままでは国も地方も成り立たない、やはり苦しいけれども、何とかさつきりした姿に補助金なり地方行政の姿を持つていかなければならぬという熱意に燃えられた団体等は、非常に改善されていくというところも私も見のがせない事実だ、こう考

えております。

○吉田(賢)委員 改正法の二十三

条第一項第二号によりまして、公社——たとえば国鉄ですが、公社から現金を取り扱うものに対する会計検査ができる

ようであります。そうすると一例をあげますと、国鉄の日々の収入金、水揚げを一般市中銀行に預けております。東京あたりでもその銀行にのみ預けておりますが、こういう銀行に對しても検査をすることができるようでありますか、その点をちょっと伺つておきたい。

○池田会計検査院説明員 ただいま御

意見の通り第二十三條の改正を今度行なつた次第でございまして、第二十三條第一項第二号によりまして、国鉄が市中銀行に収入金等を預託してありますが、その關係を検査できるように今度の改正措置を講じた次第でありますので、今御指摘の通り今度からできるようになります。

○吉田(賢)委員 それから、先に田原

君からお尋ねになりました点は非常に大事だと思ひますので、私からも重ねて伺つておきたいと思ひます。一つはやはり検査院の内部における綱紀をいろいろ審査されることを国民は要望しておるのであります。この点は、検査院は政府から独立した機関でありますので、その信頼を高めていく意味におきまして非常に重要なことであります。この点につきましてはさ

○吉田(賢)委員　最後に伺っておきたいのでありますが、会計検査院の任務は、現在の検査院の機構あるいはその当事者のいかにかわらず、やはり国家財政の上におきましては非常に重大でありますことは申し上げるまでもございません。そこで第一には、その検査した結果は国の予算編成の上におきまして重要な参考資料になるというくらい在意気込みで検査をしていたきたいことと、同時にその結果がもっと具体的積極的に政府の翌年の予算編成に重要な資料となつて現われるという方法はないものであろうか。ただ聞くような連絡というか、政府に対しての申し入れ事項などを読んでみますと、もっともなことばかりであります。

やはり検査院の立場からいたしまして、たとえば遠慮なしに告発するとか何とかそういうような手を打って、この一つの事実で百の戒めにするというようなことがなければ、年々膨大な決算報告書ばかり積み上げられるということは、実にわれわれとしては遺憾しごくなのであります。こういう点は、半面におきまして国費の乱費が国民経済の圧迫になっておりますことは申し上げるまでもございません。官紀が弛緩して何もかもそういうところに悪いものの花が咲いて参りますので、告発でもするといふような強い態度をもつてやったらどうですか。めつたにそういうことはしてはならぬとは存じますけれども、少しくらいはそのくらいのも

十二分に参考に資するよう処置をいたしたような事例もございます。

なお、先ほど御指摘がありましたように、災害復旧関係の補助金経理につきましての早期の検査の関係も、不正不当事項を未然に防止するために会計検査院といたしましては、予算の関係等相当無理をいたしまして実行いたしましたような次第でございます。御指摘の通り、百億円の経費を将来に向って軽減することができた、そして会計検査院が主務省に注意をいたしまして是正いたしました。そうした百億の金額を将来に向ってむだづかいるようなことがないように現在のところはなっております。

が、先ほども申し上げました通り、行政の責任に関連しての人事権、この人事権の管理はあくまで内閣が持つておられますので、責任も帰属いたしましたので、会計検査院としてあまりに懲戒処分を必ずこれだけはやるべし、そうしてその通りに行政庁はやらなければならぬというこの強い規定は、会計検査院としては現在のところまだ行き過ぎではなからうかという考えを持っておりますことを率直に申し上げます。

○山田委員 関連して。各局都課に分れて、いずれみなエキスパートの方が会計検査の衝に当っていることは私たちも了承されるわけですが、一つ伺っておきたいことは、検査官が一応調べたあとで、民間からこれが摘発をされ

た人たちが本気になって熱心に調べたことはわかるのですが、一体調べたあとにこういう事件が発覚したことについて、関係の係官に対する御処置はどんなふうに、これらの人たちについての注意事項というものの、あるいは職務上における調べが不足だったという点についての注意がなされるものか、参考にと伺っておきたいと思えます。それではないと、民間が、会計検査院なんというものはあってもなきがごときものじゃないか、これは民間の人が調べたんじゃないかということがいわれているのです。この点について当局の御所信を伺いたいと思います。

○池田会計検査院説明員 お答えをいたします。ただいま御指摘の栃木県

事件、それから国家消防本部関係の事件は、具体的事例をお示ししたきましたが、私はまだこれを存じませんので、取りましてよく調査いたします。また後刻御報告の機会がありましたら御報告いたしますが、ただ具体的事例は別といたしまして、抽象的なことでお答えしたいと思ひます。会計検査院の实地検査官が具体的事例を相当に検査いたしましたあと、またまた警察なりあるいは警察庁等の手、あるいはたゞいまの御指摘のように、民間の関係者等の手によりまして、不正事件等があとからある事例はやはり聞かざいます。会計検査院といたしましては、もはや直轄なことでございまして、将来そうしたことがないように、どこに手抜きがあったかという点についてよく調査いたしまして、将来を戒めることはもちろんいたしておきます。ただ具体的事例につきましても、不当事件が発見できるのに故意にこれを発見しなかったという事実は、現在までございせん。故意にそうしたことがありましたなら、これは公務員として職務違背の最も許すべからざる事だと思ひますから、もちろん嚴重な処分をいたしたい、こう考へております。いろいろ今までに調べた事例で、あとからどうもこれは少し力が足りなかったのではないか、そのために不当事件等が見のがされたのではないかと、いろいろな関係、こうした場合にまで非常に強くこれを処分するといふことは、人事管理上どうかと考えられますので、メリットの関係等から、いろいろ人事面ではその本人はマインナスになることはございしますが、正規の懲戒処分等まではしておりませ

ん。大体そういうような次第で今日まで至っております。

○宮澤委員長 森三樹二君。

○森(三)委員 私は二、三質問したいと思ひます。先ほど皆さんから御質問がありました。会計検査院の職員の重大なことは申すまでもありません。あなた方は国家の財政その他国民の税金によつてまかなわれていくところのあらゆる事業面について、きわめて厳密な監査を行わなければならぬと思ひます。憲法の規定からいへば、毎年会計検査院が国の収支決算を検査いたしまして内閣に報告すればいいことになっていく。しかしながら会計の問題に關しては、時々刻々いろいろな問題が起きていくのであつて、本日においても組織の改正に關する法律が出ておまして、いろいろな質疑応答がなされていく。従つて国会は必要の場合には、あなた方の報告がなくても、あなた方の出席を求めて必要な質疑応答をすることができるとあり、疑念が払ふことができるわけであり、私はこの際この機構改革の法律案が出ていくというところは、とりもなおさず、私は今後の会計検査院の組織の強化にあると思ひます。しかるにこうしたところの重大な問題があるにかかわらず、規則からいへば会計検査院の代表者は院長になつて、本来ならば院長がここに出席されて、議員の質問とか意見等を十分聞かなければならぬと思ひます。事務局長だけにまかしておくと、私には、私は会計検査院長の職責は十分でないと思ひます。きょうどういふわけでは、院長がお見えにならなかつたか、あなたからお尋ねしたいと思ひます。

○池田会計検査院説明員 御意見の通り、会計検査院長が会計検査院の代表者でありますから、最高の会計検査院長が、親しく出席いたしまして、御質問等にお答えいたしますが、これは会計検査院といたしまして、いつもそうした建前を持つておることには、各省と交りございせん。会計検査院の院法の改正案は、会計検査院には提案権はございません。内閣の方の提案といふことに建前がなつておまして、内閣官房長官みずからおいでになつて、具体的なこまかい事態につきましまして、事務局長から説明をいたすようにという委員会の御意見を考へまして、私参つて御説明申し上げておるよう次第でございまして。

○森(三)委員 そうしますと、このような会計法上の組織の簡単な改正だから、院長は来なくてもいいのだというふうな考へであらうかと思ひますが、根本官房長官は、なるほど内閣の官房を引き受けて出席はしております。しかしながら、機構の改革については、内閣とあなたの方と、私は十分連絡はしておると思ひます。これはやはりあなたの方の御要望が相当入つておる。私は、院長もこれに対しては重大な責任があると思ひます。従つて今後は国会を軽視するといふ形ではなく、院長がかりに答弁に立つたないは別として、単に事務局長に答弁させるようなことではなく、国会の意見を十分尊重するためにも、院長も努めてこの委員会に出席して、そして質疑応答を十分研究されなければならぬ。ことに先ほど来、あなたの方の院内における議員の綱紀問題についても発言が行われておる。こういうことは、院長と

しては十分みずからの耳に聞いておかなければならぬし、またあなたの方としても、帰られたならば、院長その他の検査官にも、きょうの委員会における質問事項等については、私は十分報告しなければならぬと思ひます。院長はやはりこの院の代表者であり、今後会計検査院の運営については、私は十分注意をしていただきたいと思ひのであります。

そこで、この法案の第十四条のところでお尋ねしたいのですが、「前条の職員の内閣、進退は、検査官の合議で決するところにより、院長がこれを行ふ。」となつていくのですが、改正前の法案によりまして、「一級官吏は、検査官の合議で決するところにより、内閣でその内閣、進退を行ふ。」となつていく。この改正案によりまして、職員の内閣、進退を検査官の合議で、さうに院長がこれを行ふ、となつておる。院長がこれを行ふ、となつておる。従来は内閣でその内閣、進退を行なつておつたのだが、改正されると、院長が最終的な決定権を持つておるようになるのですが、その点はいかがですか。

○池田会計検査院説明員 第十四条の規定の改正でございしますが、一級官吏は従来、今御指摘の通り、検査官の合議で決するところによりまして、内閣でその内閣、進退を行なつておりました。しかしその後国家公務員法の改正によりまして、第五十五条でございしますが、「任免権は、法律に別段の定めがある場合を除いては、内閣、各大臣、会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長に属するものとする。」という規定の改正がありまして、各省もそ

でございしますが、会計検査院も現在公務員法の関係によつて、この改正の案文のような運用をやつて参つておるわけなんでございまして。院長がこれを行ふとなつておるが、検査官の合議で決するといふ条件が付いておる。で、検査官の合議で決するとなつておる。院長は何も任免、進退を行ふことができない、こういうことになつておる。各省も以前一級官吏は内閣で任免進退を行なつておりましたが、今読み上げました公務員法の規定によりまして、現在は各大臣が一級官吏に相当するものは、任免、進退を行なつておられるのであります。

○森(三)委員 それは公務員法その他によつて改正された点もあつますが、これをこのように改正すれば便宜であらうと思ひます。便宜であるといふことは、一面において内部的な情実や人情がからんでくるということも一応考へられなければならぬと思ひます。従つて、この点は今後よく慎重に運営をせよとなつなければならぬと思ひます。その意味においても、院長がその席上におれば、われわれも直接院長にわれわれの意見を申し上げることができるとありまして、今後会計検査院法の改正とかいふような問題につきましましては、院長みずから当該委員会に出席していただきたい。特にきょうは決算委員会、内閣委員会の合同の委員会でもありますので、こうした各委員諸君の意見を院長は十分しんしゃくすることが必要であらうと思ひます。

それから、先ほど来各委員諸君から言われましたが、検査官が検査をするに當りまして、自分の身分、地位を考へて相当厳格な検査をする人もある

し、また往々にして情実人情にからんで承認すべきでないものを承認しているような面もあります。しかし一面において災害の工事とか補助工事等については、たとえばその地方においては補助金だけで工事の大半をやっている。従って工事代金を膨大に申請して、その何割かの補助金を獲得する。町村の財政が苦しいから補助金に頼る面が十分ある。従ってその工事の全代金を過大に評価しているような面もある。その面が十分あります。それは私は今日の地方自治体の財政が窮乏している実情においては、非常に同情すべき面があると思うのです。従ってそういうものが発覚したからといって、一々これを告発するかしんかということはよほど考えなければならぬと思ふ。窮乏した財政を町村が負担し切れない場合には、やはり国の補助によって学校とかその他公共の建物を作る場合がしばしばあると思うのです。だから私もはそういうものを一々摘発せよというような極端なことを言うものではないとせんけれども、しかしその金が少くとも個人の利益のために使用されているというような場合があれば、この三十三条に「会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めるときは、その事件を檢察庁に通告しなければならぬ。」と書いてありますから、本来ならば、絶対に仮借なくしなければならぬことになっている。ところがあなたの方としても、百あつたものを百は告発しておらぬと私は思うのですが、先般来いろいろ事件の件数までもあげて質問もありましたが、大体において昨年、一

昨年等において、あなたの方で告発した件数はどれくらいあつたのですか。

○池田会計検査院説明員 最近ではございせんが、会計検査院の検査の結果職務上の犯罪があると認めた場合には、大体本人が自首いたしましたり、主務官庁の方から告発いたしましたりいたします。関係上、会計検査院法の三十三条を適用する事例が比較的少いようございまして、それからこれは国並びに、今度の改正案によりますれば、公社の場合も適用に相なりますが、補助団体でございます地方公共団体、この町村等の補助団体でかりに理事者等に犯罪があると認めましても、会計検査院といたしましてはこの三十三条の適用は現在ではございせん。ただ一般の国家公務員といたしましての刑事訴訟法上の告発の義務と申しますか、責任と申しますか、それだけでやる以外に手はないようになっております。

○森(三)委員 そうしますと、あなたの御説明を聞いていますと、三十三条といふものはあつてもほとんど、悪い意味では、活用されておらぬ、有名無実だといふような感じを受けるのです。が、そんなようなことになっているのですか。

○池田会計検査院説明員 結果的には有名無実のような感を受けますが、實際上は、過去におきましても数回、これは告発通告でございまして、檢察通告は行なっておりますし、これはある意味で、相手の検査を受ける官庁等も、やはり自分の方から本人を自首させる、そうした関係の促進に相当役立っております。無言の力を持つておると思つております。

○森(三)委員 それじゃあなたの方で直接この三十三条を發動されないで、当該官庁等において自主的に自首させるとかその他の方法でやつて、自分の方は直接風当たりが来ないやうにやつていふというふうには私は受け取るのです。が、いずれにいたしましても、今後あなたの方の職責といふものは非常に重大なわけでありまして、この機構改革ができました後においても、十分に一つ職責の遂行につきましましては、内部に対してもまた調べの対象になるところの各機関に対しても、ほんとうに国家のために厳正公正な会計検査が行われることを私は希望して、一応質疑を終わります。

○宮澤委員長 床次徳二君。

○床次委員 ただいま御質問がありましたが、国の予算執行に関する不合理あるいは違法等に関する会計検査院の職務についての取扱ひでございまして、今までのところさういふいろいろな注意規定あるいは懲戒規定があるのでありますが、これが十分効果をあげていないのではないかと感じがするのです。で、事務刷新という意味におきましては、事務刷新ではなからうという印象を受けるのであります。それといふのは、ただいまお話がありました、補助金その他に關しましては今日すいぶん大きな不正行為があると認められておりました。これに對しましては政府でも昨年以來提案されておりますが、補助金等の適正施行に關する法律案といふものを考慮されております。しかもこの法律案の内容等を伺つてみますと、関係者に対しては特殊な一つの新しい罰則を設けてまして、その適正を期するとしておられるようにお

考えを伺うのでありますが、その考え方と、今の会計検査院でやつておられる事柄と比べてみると、国の公務員に対しては著しく軽く考へまして、地方の公務員に對しましては、今後非常に強く肅正をしようといふやうなふうにも考へられるのであります。この点会計検査院として、均衡上と申しますか、同時に経理を肅正するといふ立場から、どういふやうに考へておられるか、伺いたい。

○池田会計検査院説明員 補助金の経理の適正化に關する法律案の精神なり規定の關係と、会計検査院法の會計事務職員の責任追及の規定との權衡關係の點の御質問でございまして、會計検査院といたしまして、実は補助金適正化關係の罰則等の規定と本件とをならみ合せて、權衡はどうであらうかといふことを、現在まだ院全体として意見をまとめてはおりません。補助金適正化に關する法律案は、現在国会で御審議になっておりますので、私がここで私的な意見を述べますことはかえつてどうかと考へますが、會計検査院といたしましては、ただあまりにきついな法律で、結局執行が無理だといふやうな法律の規定は、どの法律でもさうでございまして、あまり好ましくないとはいへないやうな考へ——予算執行職員等の責任に關する法律の規定等が相当やかましくなつておりますが、よく抜け穴といふのははなはだ悪い言葉でございまして、往々にして規定等が相当嚴重に責任追及ができるやうになつておるのに、何かしら規定のどこかに不備と申しますか、ゆるみといふものがありまして、それをいよいよ執行する場合には、法規上、責任追及の関

係上から嚴格に解しなければいけないという建前から、私も法律執行上、追及しますやうな場合にちやうどせざるを得ぬやうな事態が非常に多いのでございまして。それといふのも、一面、たとえば予算執行職員等の法律關係から申しまして、法令等に違背して、また故意に予算を執行いたしました、更に重大な損害を及ぼした、かりに千萬元も一億もの損害を及ぼしたといふやうな場合に、責任を追及するといふことになつておるのでございまして、一億なり千萬元なりの國庫の損害に對しまして、それを賠償せよといふことがはなはだ酷に過ぎて、實際上執行不可能になるやうな場合が多いのじやなからうか。さういふやうなことは極端な例でございまして、けれども、やはり責任追及の關係は、法律の規定が活発によく動くやうに、しかも一般的に見てだれも納得のいくやうな罰則、これは国家公務員のみならず、あるいは地方自治団体等の補助金を受ける側の責任者等につきましても、さうした規定が国会におきまして御決定になりますことが、全体の感じから言ひましたらよくはなからうかという感じはいたしております。

○宮澤委員長 これにて本連合審査会は終了いたしました。
本日はこれにて散會いたします。
午前十一時五十九分散會

昭和三十年六月一日印刷

昭和三十年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局